

「若狭の里公園」の指定管理者候補者の選定について

若狭の里公園の指定管理者について、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 小浜市
- 2 所在地 小浜市大手町6番3号
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間
- 4 選定理由

小浜市は、県民の平等な施設利用を確保することができ、市営都市公園等と若狭の里公園を一体的に管理することで効率的な管理運営を行うことができます。

また、地元に着した管理運営を通じて地域の振興や公園の有効利用が図られ、県民の憩いの場として施設の効用が最大限に発揮されており、当該団体に管理を行わせる必要があると認められることから、公募によらず、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

- 5 申請団体

- 1 団体

小浜市大手町6番3号 小浜市長 杉本 和範

- 6 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提出します。

県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

(様式1)

様式第17号(第13条関係)

浜都第1717号

令和7年10月6日

福井県知事 様

申請者 小浜市大手町6番3号
小浜市長 杉本 和範
(公 印 省 略)

指定管理者指定申請書

若狭の里公園の管理に関する業務を行いたいので、福井県都市公園条例第16条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 若狭の里公園の管理の業務に関する事業計画書

(様式2)

若狭の里公園の管理の業務に関する事業計画書

1. 団体の概要

団体の種別	その他（地方自治体）
団体名	小浜市
所在地	小浜市大手町6番3号
代表者名	小浜市長 杉本 和範
電話番号	0770-53-1111
FAX番号	0770-52-1401
メールアドレス	tosiseibi@city.obama.lg.jp

2. 管理運営基本方針

若狭の里公園の管理運営を行うにあたっての基本方針

- ・若狭地域のレクリエーション、観光拠点、休養のための施設として整備されたことを念頭に、観光客や嶺南地域に居住する住民の快適な憩いの空間を確保するために、適切な運営管理を行っていく。

3. 管理運営業務計画

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

- ・利用者から求められる意見を把握し、管理運営に反映させるよう努めます。
- ・施設および設備、備品の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように努めます。

(2) 施設の利用促進についての取組み

- ・公園利用者が快適に余暇を過ごせるよう公園内の環境美化に努め利用促進を図ります。
- ・地元の団体と協力し、地元でのイベントを開催するなど、施設の有効活用を目指します。

(3) 施設の維持管理についての取組み

- ・日常的に点検・巡回をすることで、修繕箇所を早期に発見し損傷を最小限に抑えることに努めます。また、法定点検、清掃業務を実施し施設の適切な管理を行います。
- ・建築物、機械類に不具合（軽微な場合を除く）を発見した際には、速やかに県へ連絡し計画的な修繕が実施できるよう協議します。
- ・地元団体から意見を聴取し、施設の維持管理に反映させます。

(4) 経費削減についての取組み

- ・利用者へのマナー向上を啓発し、清掃費や修繕費の削減に努めます。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

- ・QR アンケートを設置する事により、県に逐次報告し、対応について協議します。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

- ・利用者の意見をもとに運営管理について自己評価を行い、効果の測定をします。
- ・管理運営目標により設定した利用者数の目標数値に対し、常に数値をとらえ、分析評価を行い、目標達成に向けた運営を行います。

(7) その他

ア 若狭の里公園の指定管理を希望する理由

- ・若狭地域のレクリエーション、観光拠点、休養のための施設として、観光客や嶺南地域に居住する住民の快適な憩いの空間を確保するために整備された当公園は、若狭地域ならびに小浜市の発展に重要な公園です。市が他の公共施設とともに総合的に管理運営を行うことで、効率の良い運営ができると考えています。

イ 外部委託の方針等

- ・専門的分野の維持管理は、民間業者に積極的に業務委託し、競争の原理を基に経費の削減を図ります。
- ・清掃等の単純継続業務については、障害者自立支援法に規定する障害者や高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体等へ積極的に委託を行います。

ウ 緊急時の対応

- ・マニュアルを作成し、緊急事態に備えます。
- ・人命の安全を最優先とし、施設利用者や施設関係者等を安全に避難誘導します。
- ・事故災害などの発見または報告を受けた場合、状況を点検確認し、関係機関（警察・消防・県・市各部署）に通報するとともに、初期対応を速やかに行います。

エ 個人情報の取扱いについての考え方

- ・「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを徹底します。
- ・業務上知り得た情報については外部への流出が起きないように個人情報の取扱いには十分注意し漏洩がないよう努めます。

オ 地域および関係機関との連携

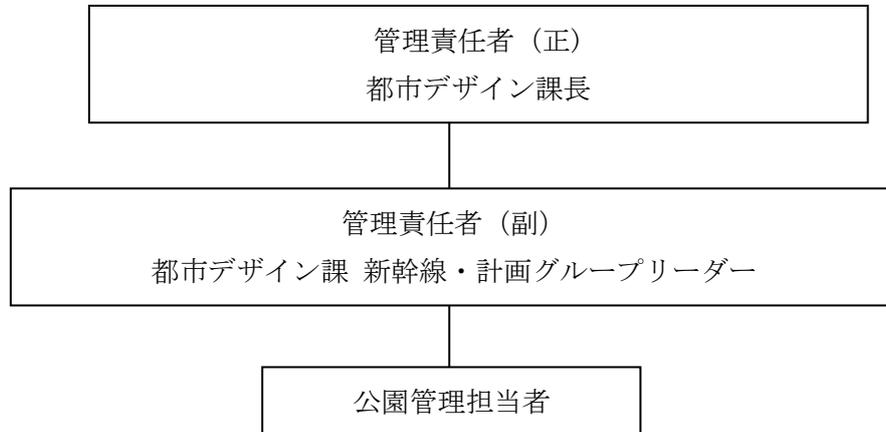
- ・県との連携強化に努め、連絡を密にします。
- ・地元団体と連携し意見を聴取し、利用促進や維持管理の参考にします。

カ 自主事業その他の提案

- ・地元団体と連携し、イベント会場としての利用など、新たな使用方法を検討します。

4. 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織



(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

業務内容	職 種	勤務体制
管理責任者（正）	課長	平日 8：30～17：15
管理責任者（副）	グループリーダー	平日 8：30～17：15
公園管理担当者	技師	平日 8：30～17：15

(3) 職員研修および人材育成方針

- ・公園維持管理に伴う研修会に積極的に参加し、技術・知識の向上に努めます。

5. 令和8～12年度までの収支計画

収 入

(千円)

項 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計	備考
利用料等収入	0	0	0	0	0	0	
入居団体負担金	0	0	0	0	0	0	
市一般会計	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561	7,805	
その他の収入	0	0	0	0	0	0	
計 (B)	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561	7,805	

支 出

(千円)

項 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計	備考
給与等	0	0	0	0	0	0	
賃金	0	0	0	0	0	0	
需用費	446	446	446	446	446	2,230	
消耗品費	0	0	0	0	0	0	
燃料費	0	0	0	0	0	0	
食糧費	0	0	0	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	
光熱水費	369	369	369	369	369	1,845	
修繕費	77	77	77	77	77	385	
役務費	0	0	0	0	0	0	
委託料 (外部委託)	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	5,575	
使用料・賃借料	0	0	0	0	0	0	
その他の支出	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561	7,805	

※ 積算根拠を備考欄または別紙に記載してください

※ 消費税および地方消費税を含む金額を記載してください